

## 第九章 大正期 地方制度の改良

### 第一節 府県制の改正と郡制の変遷

明治後期の地方制度の変革が国家体制強化の目的をもって官治的な意図の下に強力に推進されたのに対して、大正期の変革は民意を反映して世論の支持のもとに、その官治的な面を改善改良しようという動きに支配されていく。府県制も市制・町村制と常に国民の参政権の拡大と負担の軽減という合言葉の下に数次の改正が行われ、郡制も遂に此の時期に廃止され、名残りを留めた郡役所の制度も大正末年に至って廃止されることになる。こうして国民の地方自治に参加する機会は増加したが、他面政党の争いは激化して醜状を呈し、経済界の目まぐるしい変動は地方財政を困窮に陥れ、地方自治の前進は必ずしも順調には進まなかった。

#### 一、府県制の改正

**大正三年の改正** 明治四四年（一九一一年）の新市制・町村制の実施によって、府県制もまたこれに歩調を合わせる必要を生じてきた。そこで明治三二年の全文改正以後、解釈上または取扱上発見された不備の点も是正して、大正三年（一九一四年）の第三一議案に提案された。改正された条文は五〇条にのぼり、広範囲にわたっているが、主な改正点は次の通りである。

##### 一 府県会議員選挙に関する改正

1、府県内各選挙区の定数は府県会の議決を経て府県知事がこれを定め内務大臣の許可を要しないこととし、また議員の定数は総選挙を行う場合でなければ増減できないこととした。これは市制・町村制の規定にならったものである。

2、府県会議員の被選挙権のない者として新たに神職を加え、また府県に對

して請負をなす法人の役員を無限責任社員・重役・支配人に限定して、これらに被選挙権なしとした。

3、議員の任期四年の起算点を総選挙の日からと定めた。

4、新たに法定得票数制を設け、七分の一以上と定めたが、再選挙の場合は適用しないこととした。

5、天災事変等非常の場合の名簿調製、縦覧、投票等に関する項を新設した。

6、投票区、投票場、投票に関する規定を詳細に追加した。

##### 二 府県会の職務権限に関する改正

1、府県会において行う選挙はすべて単記投票によることとした。

2、議長の会議閉会権に制限を附し、議員の定数の半分以上の請求があればその日の会議を開かねばならず議会の議決なしでは中止や閉会出来ないこととした。

3、傍聴人取締規則の制定は内務大臣の許可を要しないこととした。

4、費用弁償は府県会の議決を経て知事が定めることとし、内務大臣の許可を要しないこととした。

##### 三 府県参事会に関する改正

1、名誉職参事会員の定数を府の八名を一〇名に、県の六名を七名に増員し、毎年改選とした。

2、名誉職参事会員の選挙はすべて単記投票とし、府県会議員選挙における諸規定を準用することとした。

3、選挙又は当選に関する異議申立について府県参事会は送附の日から一四日以内に決定しなければならぬと定めた。

4、府県知事の府県会議閉会権に関する規定、府県会において行う選挙に関する規定および府県会議長の会議統理権に関する規定は、これを府県参事会に準用することとした。

##### 四、府県の財務に関する改正

1、府県財政、营造物の使用料、手数料細則は府県会の議決を経て知事が定め、内務大臣の許可を要しないこととし、また従来過料二円以下であった

罰則を五円以下に引上げた。

2、二府県以上にわたる営業について附加税を課する時は府県の協議によつて歩合を定め、内務大臣、大蔵大臣の許可を要しないこととした。

3、府県内に住所を有せずまた三か月以上滞在しない者で、しかも府県税の納税義務を有する者の要件としては、従来は「府県内に於て土地家屋物件を所有し若は使用し」云々と定められていたが、改正法では新に「占有」の場合を加えた。

五、第五章の二として府県組合の規定を新設し、六か条を新たに加えた。

六、府県行政および監督に関する改正

1、有給府県吏員に対する給与中に新たに死亡給与金を加えた。これも市制・町村制にならつたものである。

2、府県会の議決もしくは選挙を府県知事が取消すことのできる場合として、会議規則に背く時が追加された。

3、異議、訴願、行政訴訟の提起の期限を延長し、その規程を整備した。

4、寄附及補助、夫役及現品の賦課、特別会計の設定については内務大臣の許可を要しないこととした。

5、地租三分の一を超過する附加税を賦課することおよび法律命令の規定により官庁から下げ渡す歩合金に対し支出金を定めることの二項は内務大臣、大蔵大臣の許可を要しないこととした。

右の改正内容によつて全面的に主務大臣の監督権が緩和されていることがわかるが、これは明治四四年の市制・町村制で市町村長の権限を拡張して地方自治の前進が考慮せられたのと同傾向である。

さてこの改正法は、大正三年四月一日法律第三五号として公布され、同年六月二三日の勅令第一二八号で七月一日施行と定められた。政府はその前日の六月三〇日に、勅令第一四一号で「府県行政及郡行政ニ関シ主務大臣ノ許可ヲ要セザル事項ニ関スル件」八項目を示し、大正元年の勅令第四九号は廃止した。こうして府県事務の遂行は旧来に比して著しく円滑に実施されるようになったが、これは行政的に知事の権限の強化には役立つことが多かつたとしても、地方自治の発達に関しては必ずし

も喜ばしいことばかりではなかつた。

本県では改正法の施行にともなつて左の通り郡長の大更迭を行い、新制実施のために七月八・九の両日郡市長会議を開催した。

郡長名	旧任地	新任地
村上則貞	飽託	天草
香山典熊	上益城	鹿本
中西正義	休職中	八代
須藤信正	八代	球磨

  

郡長名	旧任地	新任地
佐々木乙	天草	阿蘇
木下信	鹿本	上益城
和田亨	(警視)	菊地
田中致知	(リ)	飽託

(依願免) 河瀬 弘(球磨) 藤原寛因(菊池) 佐伯嘉直(阿蘇)

また、名誉職参事会員が一名増員となつたので、補充員の最高順位者木山直彦(天草)が就任した。なお県会議員の定員数は大正二年末の県の人口によつて一名増員となつたが、内務省訓令第九号第四条の規定に従つてこの年十一月の通常県会で下益城郡と球磨郡に各一名増員し、宇土郡を一名減員とすることが決議され、翌四年一〇月の改選から実施されることと決定した。

**大正一年の改正** 大正三年にはじまつた第一次世界大戦は大正七年同盟軍の無条件降伏によつて終りをつげたが、平和回復とともにデモクラシーの風潮が全世界を覆い、日本もまたその例に洩れなかつた。戦争による好景気は勿論財閥を潤し、同時に国民所得の増大をもたらししたが、これに伴う物価騰貴が一般大衆を脅かしその不満は遂に全国的な米騒動となつて爆発した。このような世情を背景として地方自治の完全実施・国政に対する民意の反映を要求する国民権利の拡張運動が再び激しくなつてきた。

そこで大正八年の第四一帝国議会に衆議院議員選挙法中改正案が政府の手で提出された。これは選挙資格の納税要件たる直接国税一〇円以上

を三円以上に引下げ、地租と直接国税との納税年限を同じく一年以上とし、住所の制限一年を六か月に短縮し、大選挙区制を小選挙区制に改め、議員定数を三八一人から四六四人に八三人増員するものであった。この法案は三月八日の衆議院本会議で一部修正が行われた後、三月二五日貴族院で可決され、法律第六〇号として公布された。この選挙資格が府県制の例にならって引下げられたことにより、有権者数は一挙に倍増して三〇〇余万人となり、かえって府県会議院選挙の有権者を上まわるに至ったため、今度は府県制以下の地方自治関係法律を現行のまま据置くことができなくなってきた。

大正一〇年の第四帝國議會に、政府は府県制と市制・町村制の改正法律案および郡制廃止法案を提出した。この時、市制・町村制改正法案と郡制廃止法案は可決されたが（後出）、府県制改正案は貴族院で審議未了となつて成立しなかつた。この年一月原首相が東京駅で暗殺され内閣は交迭したが、後継の高橋是清内閣は翌一年の第五帝國議會に前年とほとんど同様の改正案を提出した。提案理由として「府県制施行以来三十余年を経過し国民の自治能力も相当発達したるを以て、選挙権を拡張し之に伴ひ選挙区を郡市の区域より更に分割し得ることとし、その他衆議院議員選挙法の規定に倣ひ、選挙の手續等について改正を行ひたる外、認可事項等を簡略にし、或は府県知事の職権を官吏・吏員に委任し得る途を開き、事務の簡捷を図らんとす」と述べている。

現行の府県制によれば府県会議院選挙の有権者数は二七四万余人で全人口の五・一％にしか当らず、衆議院議員選挙の有権者数を下廻る状態となつてゐるが、府県制施行以来三〇余年間の教育の普及と民度の向上並びに、自治行政に対する国民の経験・訓練も大いに進んできているので、選挙権の拡張をはかることは目下の急務である。そこで従来選挙権の要件中直接国税三円以上を納める者となつてゐる制度を改めて、単に直接国税を納付すれば足ると改正しようとするのである。その結果有権者の数が二七四万余から五三三万人とほとんど倍加するので、従来の郡

市という選挙区では特に大都市において有権者が非常に多くなり種々の弊害を生ずるおそれがある。そこで改正案では必要と認める場合は現在の区域をさらに数選挙区に分割することができるよう規定した。また従来は被選挙権は直接国税一〇円以上という格差を設けていたが、最早その必要はないので被選挙権についても選挙権と同様に直接国税を納める者としてゐる。その他選挙手続にも先に改正された衆議院議員選挙法の規定にならつて、補欠選挙および再選挙に関する規定、選挙人名簿の縦覧、選挙会の時日の告示、選挙立会人の選任にそれぞれ改正を加えている。また府県における委員の設置、手数料の新設増額等については内務大臣の許可を要しないこととし、府県知事の職権に属する事務の一部を府県官吏・吏員に委任し得る途を開いて事務の簡捷を期することとしたものである。

この改正案について衆議院では、委員会審査の結果第六条第九項請負の被選挙権についての小修正が行われて議決され、三月七日の本会議では憲政会と国民党合同提出の修正案は否決されて委員会修正通り可決された。貴族院においても三月二五日の本会議で衆議院修正通り可決されたので、大正一一年（一九二二年）四月二〇日、法律第五五号として公布された。

この法律の中選挙に関する規定は次の総選挙から施行することとなり、他の規定の施行期日は五月一五日と定められた。（五月一三日勅令第二五五号）なお選挙区については同年八月一日勅令第三五五号で「府県議會議員選挙区分区令」全九条が発せられた。

**熊本県への影響** 熊本県における本改正の影響としては、まず第一に「選挙区分区」の決定があげられる。県會議員の総選挙は翌大正一三年一〇月に迫つてゐるので、「熊本県議會議院選挙区及び議員定数二閱スル件」は同一一年一〇月の臨時県会に県から第三号議案として提出された。当時の県知事中山佐之助は前知事川口彦治とともに有名な政友会知事であったので、この県案も政友会の党利を目的として選挙区を区分してお

り、例えば玉名郡のごとく政友会に都合のよい町村を一区として一人制二区をつくり、其余は二人制としていた。憲政会側ではこれに対し一市郡で四名以上の議員を出す熊本市・玉名郡を二選挙区に、天草郡を三選挙区、その他の郡は一選挙区とする修正案を考えていた。

憲政会はこの直前二名の過半数を占めており、そのままでは憲政会の修正案が可決されるおそれがあったので、中山知事は天草本渡の木山重吉を本渡築港の問題で政友会に入党させ、さらに球磨郡の税所鎮己を人吉中学校設置を餌として知事公舎に軟禁し、一〇月五日の県会に出席させなかった。藤井議長は形勢の非を覚り、東宮御成婚の賀寿奉呈を決議した後、間髪を容れず閉会を宣言し、政友会側が発言を求めたが、閉会を宣言したからとして退場してしまった。そこで政友会側は自党二〇名に軟禁中の税所を加えて二名の過半数とし、仮議長を選出して第三号議案を審議し、県側の説明を求めた後、これを可決した。なお中山知事はこの一日後に關東州に転出となった。

しかし、とにかくこうした経過の後、本県の選挙区と議員定数は次のように決定され、前年より総数で一名の減員となった。

郡市	分区数	議員定数				計	前年計
		一区	二区	三区	四区		
熊本市	二	二	二	一	一	四	二
飽託郡	三	一	一	一	一	三	五
宇土郡	一	一	一	一	一	一	一
玉名郡	三	二	一	一	一	四	四
鹿本郡	二	一	一	一	一	二	二
菊地郡	二	二	一	一	一	三	三

計	阿蘇郡	上益城郡	下益城郡	八代郡	葦北郡	球磨郡	天草郡
二九	二	二	二	二	二	二	四
	二	二	二	二	一	二	二
	一	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一	一
三九	三	三	二	三	二	三	六
四〇	三	三	三	三	二	三	六

第二の影響としては県会議員選挙の有権者数の急増があげられる。大正六年の有権者は衆議院選三六、五〇三人に対して県議選は六七、六七二人で県議選が約一・八倍であったが、大正八年の衆議院選挙法改正により、大正九年の有権者は衆議院七二、九四三人、県会六一、七〇八人と衆議院の方が逆に多くなって変則的な状態を示している。しかし、これも大正一二年になると今回の府県制の改正により、衆議院の七六、三九九人に対して県会一三八、七一九人と再び一・八倍の均衡をとりもどしている。

**大正一五年の改正** 大正一五年（一九二六年）の第五一議会に提出された府県制・市制・町村制の改正案は六月二四日付で法律となった。形の上では一部改正であるが、実質的には全文改正と同じくらい重要な改正であった。即ちこの前年衆議院議員選挙法が改正されて普通選挙となつたので、地方選挙に関しても同様の改正を加えたものである。

五一議会に提出された府県制の一部改正案の提案理由では、次のように述べている。

地方行政に関しては自治施行以来数十年の訓練と経験を積み、其の発展に顕著なるものあるを以て、地方制度の關係法令を改正して公民自治の途を広め、且地方自治権の拡張を図らんとす。其の改正の要点左の如し。

#### 第一 選挙権及被選挙権の拡張

一 納税要件、経済要件を選挙資格とするは適當ならず。且つ多数の者を参与せしむるは地方自治の理想なるを以て直接国税納税資格を廢し普通選挙制を採らんとす。

二 特別關係者を除き、衆議院議員選挙法改正の趣旨に鑑み被選挙権の制限を撤廢せんとす。

#### 第二 選挙方法の改善

一 選挙区の狭少に過ぐるは妥當ならざるを以て選挙分区制を廢止せり。

二 市町村公民に選挙権を附与した關係上手続の重複を避け、市町村會議員選挙人名簿を府縣會議員選挙に使用することとせり。

三 選挙の真摯を期する為、府縣會議員選挙にも議員候補者制度其他選挙運動及其の費用等に附衆議院議員選挙法に倣ひたり。

#### 第三 自治機關の整備

一 名譽職參事會員を毎年選挙するは期間短かきに過ぐるを以て隔年選挙することとせり。

二 參事會の議案審査は實際上の効果乏しきのみならず、却て事務の渋滞を來す虞あるを以て之を廢止せり。

#### 第四 地方自治権の拡張

一 許可認可事項を整理して地方自治権を拡張し、事務の簡捷を図り真正なる自治の發達を期せんとす。

右の諸点はほとんどそのまま法律の文面に生かされ、府縣制改正と同時に公布された（勅令第二〇〇号）「府縣制施行令」でさらに詳細な内容が示されている。

この改正によつて有権者の見込数は一、二三八万九千六百四十四人となり、総人口の二三・八％に達し、従来の有権者五二万九千六百二十五人の二・三四倍に達した。被選挙権も市町村公民すべてに与えられたが、衆議院議

員を兼ねることは認められない規定であつた。また選挙分区制を廢止したのはこの制度を採用した府縣での弊害が大きかつたためである。新制ではさらに議員の立候補制度を確立し、これに伴う供託金、法定得票数、選挙運動に関する規定も定めている。

名譽職參事會員は大正三年の改正によつて任期一年と定められていたが、これを二年とし、同時に知事を參事會の議長とし、名譽職參事會員を一〇名に増員し、高等官二名の參事會員を除いている。

#### 一、郡制廢止と郡役所の廢止

**郡制廢止への動き** 郡が行政單位から地方自治体に改められたのは明治二三年であつたが、全国的に郡制が施行されるには明治三二年の改正を待たねばならなかつた。しかも郡という範圍での自治体は地域住民の共同意識まで高まらず、早くから郡制廢止案が繰返し帝國議會に提出されてきた。

既に明治三八年の第二一議會、翌年の第二二議會、第二三議會をはじめとし、大正に入つて第三一議會まで繰返し提案されながら陽の目を見なかつたが、大正一〇年の第四四議會にまたまた提案された。その趣旨は「郡制施行以来三十有余年を経ているが、郡の自治体としての活動は府縣・市町村の活動状況に比して見るべきものが甚だ少ない。これを經費の点から言うと、大正九年度の郡費歳出予算総額は三千百余万元で、これを府縣の歳出予算二億六百余万円と比較すれば一割五分強に当り、市区町村歳出予算五億四千七百万円に比較すれば五分強にすぎず、郡の事業が遠く府縣・市町村の事業に及ばないことは明らかである。ことに郡費中事務費・補助費等の類を除いて真に郡の事業費と見るべきものはその額僅かに千八百余万元で、これを一郡に平均すれば約三万五千円にすぎず、今日町村でも、その事業費は四一五万円に上っているものも少なくない。すなわち、一郡の事業は一町村の事業にも及ばぬものが少な

くない。また今日全国の郡で経営する事業は、土木・教育・勸業・衛生等各方面にわたっているが、これを各郡について見ると事務費・補助費のほか、事業費としては経常費支出算額にわずかに五千円にも達しないものが、全国五百三十七郡中百二十七郡もあり、郡の事業は量においても内容においても満足すべからざる状態にあるものも少なくない。

その理由は

- (一) 郡の自治体は府県及び市町村に遅れて発展したので、住民の郡に対する自治観念薄く、自治体として基礎が強固でないこと。
- (二) 郡は府県と町村との間に介在する中間団体で、しかも府県・町村は郡よりも先に発展して組織もあるため、地方事業の主なものも多くは府県・市町村において経営される結果、郡の経営すべき事業が少なくないこと。
- (三) 我が国の町村はその面積すこぶる広く戸口も多く、しかも府県はその郡の上にあつて面積割合に狭く戸口も割合に少ないので、その中間に介在する郡の自治体は実際上その必要はないのである。つまりわが国自治制度の沿革と郡の地位とが郡事業の成績の向上を阻害している以上、今日並びに将来においても大いにその発達を期待することはできない。

従つて、今日五百有余の郡の自治体を廃止してその経営の事業を府県にあるいは町村に移して、おのおのこれらをして活動させる方が地方行政の効果をあげるには一層適切な方法である」というものであつた。この郡制廃止法案は三月一四日衆議院に提出され、憲政会の反対はあつたが、可決されて貴族院に回附され、ここでは次のような廃止反対論が出された。

- (一) 郡制の存在は過去においてもまた現在においても何等の弊害を生じていない。現に郡は一つの自治体として漸次に発達しつつあるのであるから、これを廃止する必要はない。
- (二) 郡制を廃止しても、従来郡の経営していた事業が町村組合の経営に移ることになるので、事実上郡と同様中間団体ができることとなる。従つて選

挙関係においてもまた管理の関係においても、依然として繁雑を免れない。

- (三) 今日ヨーロッパにおいては種々複雑な自治団体があつて、しかもそれが行政上都合よく運用されている。ゆえに一概に簡便ということを理由としてこれを廃止する必要はない。ことに会期も切迫している際、急いでこの重大法案を可決することは妥当でない。

またこれに対して廃止賛成論の要旨は次の通りである。

- (一) 郡制廃止は大局から見て自治の発達を促すものである。
- (二) わが国の郡制はその制定当時プロシアの制度を模倣したもので、これはわが国の実情に照らして多少無理なところがある。従つて郡制に対しては十分な期待をかけることができない。
- (三) 郡制はいたずらに地方制度を複雑にするものであつて、今日まで良好な成績をあげていない。

こうして、三月二六日の本会議で賛否両論の演説が行われた後可決され、大正一〇年四月一二日法律第六三号・第六四号として公布された。

#### 郡制廃止ニ関スル法律

第一条 郡制ハ之ヲ廃止ス

第二条 郡制廃止ノ為、郡又ハ郡組合ニ属スル营造物及事業ノ処分並權利義務ノ帰属ニ付必要ナル事項ハ、關係府県・郡・郡組合・町村・市町村組合及町村組合ノ府県会・郡会・郡組合会・町村会・市町村組合会及町村組合会ノ意見ヲ徴シ、主務大臣之ヲ定ム。本法ニ依リ郡又ハ郡組合消滅スル場合ニ於テハ、郡又ハ郡組合ヲ当事者トスル訴訟手續ハ訴訟ノ目的タル權利義務ノ帰属者又ハ相手方力之ヲ受継ク迄中断ス

前二項ノ外郡制廃止ニ付必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

#### 附 則

第一条施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム。但シ第二条ノ処分及帰属ニ関スル手續終了シタル府県ニ付テハ、内務大臣ハ其ノ施行期日前別ニ施行ノ期日ヲ定ムルコトヲ得

郡制廃止の経過と熊本県 大正一〇年（一九二一年）四月一六日付で政府は内務・大蔵両次官名をもって各府県知事宛に次の通牒を發し、郡有財産特に郡立学校の処分方針を指示した。

今般法律第六十三号を以て郡制を廃止せらるるに付、郡に属する各種營造物及び事業等の帰属に関しては夫々後考究の事なるべきも、就中実業学校、高等女学校等の措置如何は教育上重大なる影響を及ぼす次第なるにより、左記方針により御措置相成る様致し度

記

郡立の実業学校、高等女学校（実科女学校も含む）は之を府県の経営に移し、万己むを得ざる場合に非ざれば町村組合等の経営に移さざる事、尚此際学校の廃止又は其名称の変更は之を避くる事

同じ日に九州日日新聞は「郡制は廃止されても実際は形式の変化」と題して森迫地方課長の次のような談話をのせている。

郡制廃止後、郡営事業を如何に処分すべきか未だ具体同の成案なきも、大体郡道は重要路線は県道に編入し又一部分は町村道に編入し、郡民の意向に依りては新に組合を組織して管理する事ともなるべし。郡有財産も之れを町村に分配するか、さなくば新に組合を組織管理すべく、郡立学校の如きは組合立に変更さるべし。要するに郡制廃止は郡会を廃して郡長の郡自治体に対する事務執行の権能消滅し、郡技術員等は廃止処分さるる結果、郡事務費に著しき節減を見る外、實際上に於いては組合の形式となりて組合議員を新選し、さしたる変化ある事なし。廃止実行は各権に於て郡営事業の処分整理落着すれば、内務大臣に申請して何時にても実行し得る事となり居れるを以て、本県に於ては本年度には是非決行したき希望を有し居れり。廃止後の郡の分合等は目下の処未定なり。

また、同年五月の地方長官会議に際して、政府は郡制廃止について訓示または指示し、特に七月には内務部長会議を開いて詳細に具体事項について協議を行った。

翌一一年の通常部会では各部とも郡制最後の通常会と覚悟したとみえて、ほとんどの郡で郡史誌の編纂を決議しているが、政友・憲政の対立

はなお激しく、郡会における暴露記事が新聞の紙面を賑あわしている。同一年五月地方長官会議が開かれたが、六月には内務省から郡有財産の処分について来年三月までに、その帰属を決定し、四月一日には郡制廃止を完了するよう通牒が發せられ、郡制廃止の実施時期もほぼ明確になつてきた。この年一月には、勅令第五〇二号で「郡制廃止ニ関スル件」（全一二条）が公布され、郡有給吏員の権利義務および各種の争訴に關する事項を規定し、郡制廃止に伴う経過事務は郡長が処理する旨を定めた。

翌大正一二年の各郡会では、郡有財産処分に関する諮問に対して答申が行われた。天草部会の実例を示すと次の通りである。

#### 諮問

大正十年法第六十三号二条一号により、貴郡の營造物の処分並に権利義務の帰属を左の通り定めんとす。仍け貴会の意見を諮ふ。

右内務・文部両大臣より諮問あり、命により通達す

熊本県知事

#### 議案

一 郡有蘭乾燥場は有限責任天草蘭共同販売利用組合に無償譲与するものとす。

二 公会堂は財団法人天草協会へ無償譲与するものとす。

財団法人天草協会寄附行為

#### 第一章 総則

第一条 本会の設立者は天草郡より贈与を受けたる物件を以て此の寄附行為に因り財団法人を組織す

（以下略）

#### 決議

一 公会堂其他財産処分の件に關し若し決議の更正を要する時に、其更正の権を郡参事会に一任す。

二 十一年度所属郡費（特別会計を含む）にして若し剰余を生ずる場合は、之が処分権を郡参事会に一任す。但郡費支弁の吏員職員に対し退職給与金の如

き別に引継を要する分は此の限りにあらず。

#### 答 申 書

大正十一年十一月二日附地第三六三三号を以て御諮問相成候郡制廃止に伴ふ郡の营造物の処分並びに権利義務の帰属を定むる件異議無之候、此段答申候也

大正十二年三月十三日

郡会議長

内務大臣殿

文部大臣殿

他の郡においてもおそろく大同小異であつたと思われるが、こうした諮問と答申を経て大正一二年三月三十一日県告示第一一三三号で郡の营造物および事業の処分並びに権利義務の帰属を定めて公布した。

○各郡共通に県に帰属

一、郡会及郡参事会所属動産一切

一、部吏員用動産一切

一、郡吏員職員に対する退隠料、遺族扶助料、退職給与金支給の義務

○各郡独自のもので県に帰属（主なもののみ）

一、宇土郡 郡長舎宅、通俗図書館及び所属動産一切

一、玉名郡 玉名高女、玉名図書館

一、菊池郡 郡長舎宅

一、鹿本郡 郡会議場土地建物

一、上益城郡 上益城高女

一、下益城郡 下益城高女

一、八代郡 八代高女

一、葦北郡 葦北農林、図書館、郡役所敷地、郡長舎宅

一、球磨郡 球磨高女、同校長舎宅、図書館

一、天草郡 天草高女、天草実業、図書館、大日本武徳会熊本支部本渡分会

場敷地、郡長舎宅、熊本県蚕業取締所出張所土地建物

○各郡独自のもので町村に帰属

一、宇土郡 明治天皇頌徳記念館（図書館を除く）↓三角町へ 明治天皇御

野立公園↓花園村へ

一、玉名郡 公会堂↓高瀬町へ

一、八代郡 郡有新地、八代農業↓八代町外二三か町村公益事務組合へ

このほか、郡道の大部分と町村道の一部合わせて七五路線三五〇里余が県道に編入され（四月一日県告示第一八九号）、同日新設の土木費支弁規則に基づき、三四河川一港湾を県費で改修管理することとなった。また教育関係では組合立の山鹿・菊池両高女と矢部・天草両農業とを県立とし、郡の教育支会・青年団・処女会・在郷軍人分会・神職会に対する補助金を県が引継ぎ、郡の社会教育主事を県の主事補として郡に駐在させることとした。

その他商工水産関係では茶業・水産の奨励事業を県に移して統一し、産業組合部会に対する奨励事業を県に移し、従来郡養蚕組合連合会で行なっていた奨励事業や養蚕組合・稚蚕共同飼育組合に出していた奨励金も県が引き継いだ。また農林畜産関係でも県に移管されたものが多かった。

こうして、大正一二年四月一日には郡会・郡参事会は消滅し、郡役所は単なる県の出先機関となつてしまつた。同日の九州日日新聞は「三十年の歴史を有する郡の自治制廃止、郡制廃止とは？」と題する記事を掲げているが、単に具体的な説明を行ったのみで、何も批判や論評を加えていない。

**郡役所の廃止** 大正一五年（一九二六年）六月四日勅令第四七号で地方官制の全文改正が行われ、同年七月一日より郡長・島司以下の官吏が廃止され、伴つて郡役所も廃止された。一二年の郡制廃止によつて単なる行政区域にもどつた郡は、さらに昔にかへつて、唯の地理的名称にかへつてしまつた。政府は郡役所を廃止する理由として次のように述べている。

（一） 郡役所廃止は町村自治の健全な発展を期する所以である。すでに今日のように自治の訓練を積んだ上は、指導監督を省略してなるべく独立独行せることがむしろ地方自治の底力ある発達を遂げしめる所以である。

（二） 府県と町村との中間機関たる郡役所を廃止することは、行政事務を敏



活にする所以である。

(三) 郡役所廃止は町村自治の監督系統を整理するものである。

(四) 郡役所廃止は国民の負担を軽減する。郡役所廃止に伴い、府県庁費において増加すべき人件費・事務費等の所要額を考慮に入れても、国費において約五十万円、地方費において五百万円を節減し得る見込である。

(五) 地方民衆の自治に対する自覚の著しく発達した今日では、郡役所が廃止されても上意下達・下意上達に支障をきたすおそれはない。殊に交通通信機関も発達しているから、郡役所廃止後必要な官吏を府県庁において地方の実情視察にあてれば何等差支ない。

この郡役所廃止に関する予算案は第五一議会に提出され、貴族院の一部には強い反対があった。しかし、当時の町村行政上最大の矛盾は、自治体でありながら国政事務が七割以上を占め、しかもこれには財源の保障がなく、また国の末端行政機関である郡役所の経費や仕事の実質的負担は町村が担いながら、微細な点に至るまで郡長や郡役所官吏の指導監督を受けていたということであった。町村内では小作組合が成立し生長しはじめており、町村長としてはその力が強大にならない前に町村行政の改善整理を行おうと考えはじめ、町村合併の気運も高まりつつあった。

これに対して、政府ははじめ郡役所の合併を実施して事態を收拾しようと考えたが、町村長の意向を無視することができず郡役所を廃止することでのその要求を受け入れ、その結果府県を強化することによって町村を強力に指導しようと考えに至ったのである。このような趨勢では貴族院がどのように郡役所の存続を強調してみても大勢を覆えすことは出来ず「不便な地方に支庁又は出張所を設けよ」という附帯決議を可決しただけに止まり、郡役所廃止は正式に決定した。

そこで政府は地方官官制の改正に際して支庁および支庁出張所に関する規定を設け、全国の僻地二五地区に支庁を設置した。本県では天草郡役所が廃止されたあとに支庁が設けられた。こうして郡役所は四八年の

歴史の幕を閉じたのである。

## 二、地方税制の改正

**地方税制限の改正** 第一次世界大戦の勃発は輸入品の杜絶という事実をもつて国民生活を不安に陥れたが、間もなく輸出の好況による軍需景気が生まれ、日露戦争以後の恐怖や不況に苦しんでいた日本経済にとつて早天の慈雨的な恵みをもたらした。この経済界の活況に刺戟されて政府もこれまでの緊縮政策をやめて積極財政政策に転じ、大正七年から八年にかけて各種の事業計画を法律をもって制定し、各々予算をつけたため国家財政は俄に膨張して必然的に地方財政の膨張をもたらした。

当時、地方財政の主要財源は国税附加税であったが、これは明治四三年三月の「地方税制限ニ関スル法律中改正」(第二七号)によつて、地租については宅地は府県一三%、市町村九%、田畑は三二%・二一%、その他は二七%・一八%、営業税は一%・一五%、所得税は四%・一五%と定められ、特別許可の場合の制限外も一二%までとなつていた。従つて地方公共団体はこれらの附加税を制限外の一杯までとると、あとは地方独立税の増徴にまつ以外はなかつたので、その中でも戸数割が非常に重くなつてきた。

そこで政府は、大正八年三月「時局ノ影響ニ因ル地方税制限拡張ニ関スル法律」(第二九号)を發して制限外課税限度を府県八〇%、市町村六〇%まで引上げた。しかし同年四月都市計画法が制定されたので、その財源として地租(二・五%)、国税営業税(二七%)、府県の営業税・雑種税又は家屋税(四〇%)の特別税を賦課出来ると定めた。

しかし物価騰貴が続く人件費の増額も実施しなければならず、加えて戦後恐慌の対策費も必要となつてきて、地方財政救済が再度問題となつてきた。原内閣は大正九年八月「明治四十一年法律第三十七号中改正ノ

法律」を制定して、宅地租を府県三四％、市町村二八％、田畑地租を八三％・六六％に引上げ、営業税も二九％・四七％とし、所得税については三・六％・一四％と引下げた。さらに制限外課税許可の職権は知事に委任されたので、ほとんどの府県市町村が制限外課税限度一杯まで徴税することができるようになった。しかし、これでもなお地方財政は物価騰貴に追いつかず、地方独立税の濫徴のため、負担過重や零細民に対する重課が問題となつて、改革が要求されるに至つた。

**戸数割規則の制定** 従来戸数割については課税標準にも賦課の方法にも統一的な規則がなく、府県が市町村に配分賦課し、市町村会の議決によつて賦課徴収が行われたので、市町村間および住民間の負担の不均衡が大きく、その差は増徴によつてますます甚しくなつていった。そこで政府も規則制定の急務を痛感してその制定を急ぎ、大正一〇年一〇月一日勅令第四二二号で府県税戸数割規則が交付された（一一年より施行）。本規則は一六条と附則より成り、府県においては予算総額の三〇％、市では五〇％、町村では八〇％までの限度で賦課し得ることとし、家屋税の賦課は戸数割とみなすこと、納税義務者の資力に対して賦課するものであることなどを定めている。熊本県でもこの規則に基づき、一一年三月熊本県税賦課規則の中戸数割に関する規定を改正した。

**地方税制の改正** 政府はこのような地方税制の修正を実施するかたわら、九年五月に臨時財政経済調査会を設置して「税制整理三関スル根本方策」を諮問していたが、一一年七月にその答申が提出された。しかしその答申は三案にわかれ統一されていなかったため、参考意見としての意味しか持たなかつた。

そこで政府は一二年に大蔵省内に税制調査会を設け、地租を地方に委譲するという前提で税制改革の作業にとりかかったが、内閣の交迭や関東大震災によつて延期されてしまった。しかし地方経費の膨張は依然として続き、放置出来ないので、加藤憲政会内閣のときに「地方税整理方針」を発表し、

- 1、府県税として家屋税（又は建物税）を新設する
  - 2、府県税戸数割を廃止してこれを市町村税として創設する
  - 3、府県制営業税・雑種税の整理を行う
  - 4、地租免税点以下の土地に対して特別地税を創設する
  - 5、所得税附加税の改正を行う
  - 6、義務教育費国庫負担金の増額は、主として市町村における税制整理の財源に充てる
- という内容で帝国議會に提案され、一五年三月「地方税二関する法律」（全二八条）および「明治四十一年法律第二十七号中改正法律」が公布された（昭和二年施行）。この整理によつて地方税制は次のようになつてめられている。

府県税		市町村税	
国税附加税	地租、営業収益税、所得税、釧業税、取引所営業税、砂鉱区税	独立税	営業税、雑種税、家屋税、特別地税
独立税	営業税、雑種税、家屋税、特別地税	国税附加税	地租、営業収益税、釧業税、取引所営業税、砂鉱区税
国税附加税	地租、営業収益税、所得税、釧業税、取引所営業税、砂鉱区税	府県税附加税	営業税、雑種税、家屋税、特別地税
特別税	戸数割、段別割、家屋割、その他	特別税	戸数割、段別割、家屋割、その他

## 第二節 市制・町村制の改正と町村合併

大正デモクラシーの発展は必然的に一般国民の参政意欲を高め、戦争景気に伴う国内産業の発達は人口の都市集中化を促して周辺町村を刺

較し、国富の増加に伴なう交通通信の発達はまだ地域社会の拡大をもたらし、従つてこの時期の市制・町村制の改正は地域住民の自治意識の向上に対応するものとして行われ、町村合併もまた明治期とは異なつた形態で進められていった。

### 一、市制・町村制の改正

**大正一〇年の改正** 明治四四年の市制・町村制の全面改正後は兩制とも大きな変化はなく、大正元年八月の勅令第一八号では市町村行政に関する監督をゆるめる方向を示している。第一次世界大戦の間に世界的に拡がった民主主義の思想は日本においても自治思想の普及をもたらし、自治の発達を促進するためには地方制度の基礎となる市制・町村制の改正が必要となつてきた。

市制・町村制の改正は次の五項目を提案理由として大正一〇年（一九二一年）三月五日に第四四議會に提出された。

(一) 本法制定以来、国民の知能は著しく向上したるに拘らず、事実に於ては有権者の国民に対する千分比は却つて減少したるを以て、公民権を拡張せんとす。一（従来は二年以来その市町村の負担を分任し、かつその市町村内において地租税を納め、若しくは直接国税年額二円以上を納める者であることを必要としたが、改正法は二年以来その市町村の直接市町村税を納めることをもつて足りることとした。）

(二) 町村に於ては一級一人は二級六人に、市においては一級一人が三級五十人に、甚しきは一級一人が三級千有余人の選挙権者にあたる現状に加えて、實際上、等級選挙の必要なきを以て、町村は之を廃し、市は二級とし、而して級別の標準を税額によらず、一人平均税額に改めんとす。——（直接市税総額の一人当たり平均額を出し、平均額以上納付者を一級、未滿を二級とすることとした。）

(三) 公民外の選挙権を廢せんとす。——（現行法では公民でない町村の多額納税者——銀行、会社などの法人——にも選挙権を与えていたので、これ

を廢止する。）

(四) 衆議院議員選挙法の改正（大正八年）に伴ひ之が改正を行はんとす。  
(五) 北海道には市制を、沖縄には市制・町村制を施行せんとす。

衆議院の審議では選挙権の拡張により有権者数は二五〇万人増加して五割増となることが明らかに、市町村民税の賦課に差があつて不公平なので、全国的になるべく統一することなど政府の説明があつて一部修正の後可決され、貴族院でも小修正で可決された。こうして四月一日兩制改正は法律第五八号・第五九号として公布され、施行期日は五月二〇日と定められた。

熊本県の町村会議員総選挙はこの年五月一日に実行されたので、改正法規が實際適用されるのは大正一四年からとなつたが、熊本市は周辺一町村の合併を五月二〇日に認可され、六月一日実施と決したため、新市会議員の選挙は一月一・二両日に改正市制にもとづいて行われた。この年の有権者総数は一四、三二四人で、前回（大正六年）の有権者総数二、九〇九人に比べると合併による人口増は含まれているが、実に四五倍にも達している。

**大正一五年の改正** 大正一五年（一九二六年）には市制・町村制・府県制が同時に改正され、これ以後地方制度の改正はすべて時期を同じくすることになる。前年の衆議院議員選挙が普通選挙となつたことに基づく改正であるが、このときの改正に共通する三大特色は次の通りである。

○公民権について納税要件を廢止し平等の権利を与えた。

○普通選挙を地方に及ぼし、全地方団体の法律を同時に改正した。

○この改正と同時に行われた地方官制の改正によつて郡長・島司を廢止し、地方行政の監督制度を簡素化した。

この改正案は第五一議會会で可決され、大正一五年六月二四日付法律第七四号・第七五号として公布された。但し公民権および議員選挙に関する規定は次の総選挙から施行されることになり、その他は原則として七月一日から施行された。

改正法では市町村公民はすべて選挙権を有することとなり、特例者のみ除外された。その市町村公民としての要件は帝国臣民中二五才以上の男子で二年以上その市町村住民であることだけで、欠格条項に触れない者はすべて公民と認められ、選挙権のみならず被選挙権も同様に与えられた。またこれまで市部に残されていた等級選挙は廃止されて平等選挙となり、選挙人名簿も定時名簿となり、各種の地方議会の名簿は統一名簿となった。投票についても衆議院議員選挙法にならって点字投票と仮投票が出来るように改められた。

また勅令によって指定された市（人口五万以上の市および市の区）では議員立候補者制をとらせることとし、選挙の混乱を避けるとともに選挙事務の簡捷化をも考慮している。なお選挙運動に関しては議員立候補制をとる市では衆議院議員選挙法が準用され、その他の市町村では特に必要と認められる条項が準用されている。

市會議員数は変わらなかったが、町村制では明治四四年以来据置であったので人口一、五〇〇未満に対し八人という数字を削り、人口五、〇〇〇未満は二人と改め、町村會議長は町村長が当るきまりであったのを、特別の事情ある町村では町村条例を設けて町村会の選挙による議長およびその代理者一名を置くことができるように改正された。

また市の名誉職参事会員の任期はこれまで市會議員の任期と同じ四年であったのを隔年選挙に改め、これまで常に両様の解釈が行われて定まらなかった議長の権限を、表決権と裁決権の両者をもつものと確定した。市の参事会は従来の議案審査権を失い、市参事会の権限に属する事項の一部はその議決により市長によって専決処分し得ることとなり、市参事会に対する異議および訴願の決定・裁決は受理後三か月以内に出さねばならぬと定められた。

市長の選任は従来内務大臣の命令に基づき候補者三名を選挙推薦し、上奏裁可を請わねばならず、町村長の選任にも知事の認可が必要であったが、今回単に市町村会において選挙するものと定められ、また退職の

場合についても、これまで市長は内務大臣の認可を必要とし、有給町村長は三か月前に申立てれば任意に退職できる規定であったのを、改正ではともに退職の三〇日前までに申立てるか、或いは市町村会の承認を得るかしなければならぬと規定した。

助役の選任の場合も府県知事の認可を廃止し、退職の場合も市助役については知事の認可を不要とし、有給町村助役についても市町村長と同様の方法で退職出来ることとした。収入役についても市町村とも監督官庁の認可を廃止し、選任方法も市町村すべて同一となった。

なお、従来主な補助機関の選任に関しては市町村長の推薦により市町村会で決するものや、市町村会において選挙するものなどあったが、改正法では市町村長の任免する有給吏員以外はなるべく市町村長の推薦に基づき、市町村会で決定することとし、市町村会が直に選挙することを廃止し、監督官庁の認可を要しないことと定めた。

就職の制限に関しては従来の規定にあった父子兄弟関係にある市町村長と主要補助吏員相互間ならびに議員相互間および議員と吏員間の就職制限を廃止し、収入役と副収入役についてだけこの規定を残し、市の請負関係についての制限を強化し、市町村長の職務権限の追加変更も多かつた。

市町村の自治権行使に対する国の監督権が著しく緩和され、具体的には各種の認可・許可事項が整理されている。組織について二・三の例をあげれば、市役所の位置の決定や変更に関する知識の許可を不要とし、町村の名称変更は内務大臣から知事の許可に格下げし、市町村の廃置分合や協会変更の場合の財産処分に関する内務大臣の許可を不要としたなどがあげられる。

また財政に関しては財政罰の範囲を拡張し、不正の行為によって使用料や市町村税を免れた者には三倍までの過料を科することができ、その他の場合五円以下の過料徴収を定めた。またこれまでの規定では「特別の事情ある者」に対して市町村税を減免するを得るとあったが、今

回はこれを「公益上其他の事由に因り課税を不相当とする」場合にのみ、命令の定める所により市町村税を課せざることを得ると改正されている。

## 二、大正期の町村合併

**町村合併の傾向** この時期には政府は町村合併について特別な政策を持たず、各府県の指導と町村独自の動きにまかせたので、全体的に合併は緩慢であった。しかし第一次世界大戦に刺戟された資本主義経済の発展にともない、都市への人口集中が著しかったので、都市地域の膨張による合併が進行した。都市の増加を全国的に見ると、大正二年において人口一万以上の都市は四六九であったが、大正七年にはそれが五六六となり、五年間にほとんど百に近い増加を示している。また全国の市町村数は明治四一年に六一市・五区・一一六七町・一一、二二〇村(計一二、四五三)であったものが、大正七年には七二市・七区・一三三三町、一〇、八三九村(計一一、二五一)となり、市・町が増加するのに対して村数の減少が著しい。この数は昭和三年になると一〇三市・一六二五町・一〇、一八〇村とさらに大きく変化してくるのである。

さらにもう一つの合併の形式は組合村の合併で、鳥取県の二二組合村がそのまま二町村となったのはその最大の実例である。しかしとにか、この両者ともに強制されない自然の合併であることにこの時期の特徴を見ることが出来る。

全国的に見て、この時期の市町村長は合併運動には非常に熱心であった。その理由は町村財政の窮迫にあった。当時町村の財政は町村有財産から上る収入を第一義とするよう法文化されていたが、大正三年現在で町村財政のすべてを財産収入によつてまかない、町村税を賦課しない優良町村は全国で僅かに三町村に過ぎず、経常費の半額以上を財産収入で支弁出来る町村でさえ僅かに三五しかなく、逆に全く基本財産を持たない町村が六七四にも達していたから、この制度はほとんど死文化してい

た。財産収入がその役割を果たさなければ勢い附加税が主財源となつてくる。ところがこれらの附加税の増徴は小生産者や労働者の負担になることが多く、特に戸数割は人頭税的な色彩を持ち低所得者層に負担が重かつた。

しかも地方団体の仕事はふえる一方で、地方歳出は大正七年以後急速に増加したので、市町村は地方税制限制度の特例として設けられていた制限外課税を經常化し、附加税が本税の一・七倍にも達する実例さえ生じている(地租附加税)。このような町村財政の行きづまりに加えて市町村内に生まれてきた労働組合・農民組合の力はあなどり難いものになり、市町村議会内にもその代表を送りこむようになってきた。町村長としては、これら小作人によつて農村が組合化されやがて占領されてしまう前に、何とかして体制の改良と財政の整理を行いたいと考えた。それには郡役所を廃止して町村合併を行うべきであると考え、一部の者はさらに進んで全国府県会議長会とともに知事公選を決議し、町村合併による大町村と、公選知事によつて民主化された府県とによつて地方制度の再建を試みようとした。この知事公選の動きは政府の郡役所廃止と府県の強化という政策によつて妥協させられてしまったが、町村合併に関する町村長の意欲は、それが労働組合・農民組合対策である以上熱心にならざるを得なかつたのである。しかしこの時期に政府が無の政策しか持たなかつたために、合併の運動が盛んに行われたのに比べては、実現数は少なかつた。

**熊本県における町村合併** この期の町村合併の数は多くない。組合村合併の実例としては大正一二年(一九二三年)一月一日の南種山・北種山・小浦の三村組合が合併して種山村となった一例があるだけである。この三村の中、南種山・小浦の二村は旧藩時代から小浦組をつくり、北種山は独立していたが、明治一二年に南・北種山が一戸長区域に編成され、小浦は河俣と組合わせて一戸長区域とされた。同一九年に四村を合わせて南種山村列とされたが、二二年の町村合併で河俣は独立村となり、

三村で組合村を構成していたものである。

なお、大正五年に上益城郡で、陣・豊秋・小坂の組合村の合併機運があったが、これは自然消滅してしまつた。

また、この期間に町制を敷いた村は六村におよんでいる。町と村とは郡区町村編成法（明治十一年）の時代から厳密な区別はなく、市街連櫓する所を町と称し、農村地帯を村と称するという先例に基づいてきただけであつたから、村が発展して街道沿いに市街地を形成するようになる、最早村ではおかしいということで町に変更する訳である。但し村を町にかえる時は町村名の変更となるので内務大臣の許可が必要であつた。まず町制を施行したのは大正元年（一九一二年）一月一日の水俣村であつた。明治二年の町村合併で陣内村列九村と浜村列七村に岩城村列中二村と小津奈木分村が合併して水俣村が出来た時、既に戸数二、三二五戸、人口一、〇四〇人という大村であつたが、明治四一年日本窒素肥料株式会社が出来て後はさらに発展し、同四五年四月の村会で町制施行を可決して許可を得たものである。次には大正五年五月一日付で宇土郡松合町が成立し、同八年五月一日には玉名郡荒尾村が町となつた。同村は明治二二年に六町村が合併して荒尾村となつたが、人口は逐年増加し、この年には一三、六一八人（明治四一年六五〇三人）に達していた。万田炭坑が明治三〇年に開かれたことが発展のきっかけとなつたものである。

一三年には四月一日に下益城の西砥用が砥用町となり、同月二日に天草の登立が町制を施行し、一五年の五月一日には球磨郡多良木村が町となつた。西砥用の場合は御船鉄道が前年甲佐まで延長されたことに刺戟されて、鉄道延長上町制をとることが有利と判断したためであり、登立は天草の玄関口として発展しつつあり、多良木の場合は一三年三月に湯前線が開通して発展が予想されたためであらうと考えられる。

一般町村の合併では御船町と滝川村が合併し、新御船町の成立をみた。御船町はもともと狭小な町で辺田見村の方向に町並が進出しつつあつた

が、明治二二年の合併で辺田見村は滝川村に合併してしまつたため、御船町は独立の小町として取り残されていた。たまたま大正四年四月に御船鉄道の春竹——鯉間が開通し、一月には小坂まで、翌年には御船まで開通する見込みがたつたので、御船町ではこれを機会に郡役所に働きかけて諮問を出させるとともに滝川村に合併を呼びかけたが、五年二月八日の滝川村会は合併不同意の決議をしてその旨答申したため合併は流れてしまつた。しかし三月には御船鉄道は御船まで開通し、また、その後滝川村内に賛成者が次第に増加してきたので六年暮に着任した泉崎郡長は両者の幹旋に乗り出し、七年二月五日滝川村に合併を承諾させることに成功した。正式合併は大正七年四月一日付で実施されたが、早速六月一日に行われる新町議選舉について割振りの問題がおこつてきた。旧御船町では一級選舉人が一〇名に対し旧滝川は二六名、二級は御船五七名に対して滝川二六〇名と比較にならぬ数であるため、このまゝいけば新町議は全員滝川に占められてしまうことになる。泉崎郡長は放任出来ずとして再び幹旋に乗り出し、案分比例で旧御船より一・二級とも三名、旧滝川より一・二級各六名を割当て、計一八名を配当することで円満解決をみるに至つた。

大都市の周辺町村吸収合併の実例としては熊本市があげられる。熊本市は明治以来市の中心部にある軍施設の移転を計画して市街地の整備をはかつてきたが、近代都市としての陣容を整えるためにさらに接続町村への市区拡張を考えるようになった。既に大正五年（一九一六年）頃大熊本建設の声がおこり、接続九町村との合併案が出たが中々具体化せず、同七年に至つて再び盛んに議論されながらも陽の目を見なかつたのが、翌々九年五月に至つて高橋長秋や紫藤章などの尽力によつて「大熊本期成会」が発足した。以後期成会の運動と、知事・在京先輩の援助と佐柳市長の努力によつて大正一〇年に至つて吸収合併の機運は俄に熟し、春日町・古町村・本山村・本荘村・春竹村・大江村・横手村・島崎村・花園村・池田村・黒髪村の一町村が六月一日付で合併されることとなり、

ここに大熊本市の実現を見るに至った。九年一〇月の熊本市は面積〇・三三八方里、人口七〇、三八八人にすぎなかったが、この合併によって面積二・〇八五方里、人口一三一、二三六人となり、全国一二位、九州第二（第一位は長崎）の大都会となった。

市はその後、新市庁舎の建築を完成し（一二年）、市上水道工事・二三聯隊移転・市電開通（いずれも一三年）の三大事業を完了し、市電は郊外出水村の水前寺成趣園入口に達した。こうなると次に吸収合併されるのは出水村である。大正一四年四月一日東部の大村出水村は熊本市に合併し、熊本市の面積は二・四二八方里、人口は一三八、九四五人を算するに至ったのである。